

発議第4号

千葉市国民健康保険条例の一部改正について

千葉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年6月8日提出

提出者	千葉市議会議員	安喰	初美
〃	〃	椛澤	洋平
〃	〃	盛田	眞弓
〃	〃	中村	公江
〃	〃	福永	洋
〃	〃	野本	信正

千葉県条例第 号

千葉県国民健康保険条例の一部を改正する条例

千葉県国民健康保険条例（昭和61年千葉県条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第18項中「受けている」を「受け、又は事業所得（所得税法第27条に規定する事業所得をいう。以下同じ。）がある」に改める。

附則第19項中「10円に切り上げるものとする。」の次に「以下同じ。」を加え、「1円に切り上げるものとする。）」を「1円に切り上げるものとする。以下同じ。）と、事業所得の額の合計額を就労日数で除した額の3分の2に相当する額の合計額とする」に改める。

附則第21項中「給与等の全部又は一部の支払を受けることができる者」を「給与等の全部又は一部の支払を受け、又は事業所得がある者」に、「受けることができる期間」を「受け、又は事業所得がある期間」に、「給与等の額」を「給与等又は事業所得の額」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の附則第18項、第19項及び第21項の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

~~~~~

議 案 説 明

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対して傷病手当金を支給するため、条例の一部を改正しようとするものであります。